

住宅都市局工事等関連事故に係る対応の事務手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住宅都市局工事施行要綱及び住宅都市局業務委託実施要綱に基づき、住宅都市局が所管する工事又は業務委託に関連する事故（以下「工事等関連事故」という。）が発生した場合の対応に関する手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公衆損害事故等 名古屋市指名停止要綱（平成15年15財用第5号。以下「指名停止要綱」という。）別表第1第4号及び第5号の措置要件に該当する事故をいう。
- (2) 総括監督員 住宅都市局監督員検査員指定要綱第4条の規定により指定する総括監督員をいう。

(審査)

第3条 住宅都市局長は、工事等関連事故が発生し、受注者から住宅都市局工事施行要綱第16条に規定する工事事故発生報告書若しくは住宅都市局業務委託実施要綱第14条に規定する業務委託事故発生報告書又はこれらに代わる書面（以下「事故発生報告書等」という。）が提出された場合は、速やかに当該事故が公衆損害事故等に該当するか否かについて審査を行うものとする。

- 2 前項の事故発生報告書等が提出されない場合の取扱いについては、別に定める。
- 3 第1項の審査の結果、当該事故が公衆損害事故等に該当すると認めた場合の取扱いについては、指名停止要綱の定めるところによる。

(文書又は口頭による注意)

第4条 総括監督員は、前条第1項に規定する審査の結果、当該事故が公衆損害事故等に該当しないと認めた場合において、必要があると認めるときは、当該受注者に対し、文書又は口頭による注意（以下「文書注意等」という。）を行うことができるものとする。

(工事事故調査委員会)

第5条 住宅都市局長は、第3条の規定により審査を行う場合において、必要があると認めるときは、住宅都市局工事事故調査委員会設置要綱の規定による住

宅都市局工事事務事故調査委員会を招集し、工事等関連事故の原因の分析等を行うことができるものとする。

(苦情申立て)

第6条 第4条の規定による文書注意等を受けた者は、当該文書注意等の日の翌日から起算して2週間以内に、書面により苦情を申立てることができる。

2 住宅都市局長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して10日以内（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に定める休日を含まない。）に書面により回答するものとする。この場合において、次条に定める再苦情の申立てができる旨を教示しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、住宅都市局長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

4 住宅都市局長は、第1項に定める申立ての期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立て)

第7条 前条第2項の回答に不服がある者は、回答の翌日から起算して2週間以内に、住宅都市局長に対して再苦情申立てをすることができる。

2 住宅都市局長は、前項の再苦情申立てがあったときは、住宅都市局工事成績評定要領第11条又は住宅都市局業務委託成績評定要領第10条の規定による審査委員会の審議を経て、書面により回答するものとする。

(その他)

第8条 この要領の実施に関し必要な事項は、住宅都市局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行し、同日以降に発生した工事等関連事故について適用する。